

策定趣旨

- 埼玉県のがん対策を総合的、計画的に推進するための計画
- 令和5年度が現計画の終期であり、第4期がん対策推進基本計画（国計画）に基づき、新たな計画を策定する

目指すべき姿（全体目標）

- 誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とともにがんの克服を目指す

分野別施策（分野別目標）

1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

- （1）がんの1次予防
 - ① 生活習慣
 - ② 感染症対策
- （2）がんの2次予防（がん検診）
 - ① 受診率向上対策
 - ② がん検診の精度管理等

2 患者本位で持続可能ながん医療の提供

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

- （1）がん医療提供体制等
 - ① 拠点病院の均てん化・集約化
 - ② 手術療法・放射線療法・薬物療法の充実及びチーム医療の推進
 - ③ 妊孕性温存療法
- （2）がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- （3）希少がんおよび難治性がん対策の推進
- （4）小児がん及びAYA世代、高齢者のがん対策

計画期間

- 令和6年度から令和11年度まで（6年間）
※ただし計画期間中であっても必要に応じて計画を見直す。

3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

- （1）相談支援及び情報提供
- （2）社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
- （3）がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
 - ① 就労支援
 - ② アピアランスケア
 - ③ その他の社会的問題

4 これらを支える基盤の整備

（1）人材育成の強化 （2）がん教育とがんに関する知識の普及啓発 （3）がん登録の利活用の推進 （4）患者・市民参画の推進 （5）デジタル化の推進

5 計画の推進体制

県民、患者団体等、拠点病院等、その他の医療機関等、保険者、事業者、県、市町村の役割

【指標】

がん検診受診率、検診がん種別早期がん割合

第4期埼玉県がん対策推進計画の概要（案）

現行計画と次期計画案の構成比較

第4期国計画	第3期県計画	第4期県計画（案）	備考
はじめに	第1章 総論		項目建てせず、計画冒頭に記載
	第2章 がんを取り巻く現状と課題		項目廃止・国計画の体系に合わせ、「第2章 分野別施策」の項目ごとに記載
第1 全体目標と分野別目標	第3章 全体目標	1 目指すべき姿	
第2 分野別施策	第4章 具体的な取組	2 現状と課題解決に向けた主な取組	
1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	1 がん予防	(1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	
(1) がんの1次予防	(1) 予防対策の推進（生活習慣の改善）	ア がんの1次予防	
(2) がんの2次予防（がん検診）	(2) がん検診の受診率及び質の向上	イ がんの2次予防（がん検診）	
	(3) 女性のためのがん対策の推進		項目廃止・国計画の体系に合わせ、「(1)イがんの2次予防（がん検診）」の中に記載
	(4) 感染に起因するがんの予防対策		項目廃止・国計画の体系に合わせ、「(1)アがんの1次予防」の中に記載
2 患者本位で持続可能ながん医療の提供	2 がん医療の充実	(2) 患者本位で持続可能ながん医療の提供	
(1) がん医療提供体制等	(1) がん医療の充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成	ア がん医療提供体制等	
		イ がんと診断された時からの緩和ケアの推進	国計画の体系に合わせる（第3期県計画の「3(1)がんと診断された時からの緩和ケアの推進」から移動）
(2) 希少がん及び難治性がん対策		ウ 希少がん及び難治性がん対策	新規項目・国計画の体系に合わせる
(3) 小児がん及びAYA世代のがん対策	(2) 小児がん・AYA世代のがん対策の充実	エ 小児がん及びAYA世代、高齢者のがん対策	
(4) 高齢者のがん対策			項目建てせず、一部「(2)エ小児がん及びAYA世代、高齢者のがん対策」の中に記載
(5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装			国の施策のため、項目建てしない
	(3) がん登録の推進		項目廃止・国計画の体系に合わせ、「(4)エがん登録の利活用の推進」の中に記載
3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	3 がんとの共生	(3) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	
	(1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進		国計画の体系に合わせる（「(2)イがんと診断された時からの緩和ケアの推進」に移動）
(1) 相談支援及び情報提供	(2) 情報提供・相談支援の充実	ア 相談支援及び情報提供	
	(3) がん患者の在宅医療の推進		項目廃止・国計画の体系に合わせ、「(2)アがん医療提供体制等」の中に記載
	(4) がんの教育と普及啓発		国計画の体系に合わせる（「(4)イがん教育及びがんに関する知識の普及啓発」に移動）
(2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援		イ 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援	新規項目・国計画の体系に合わせる
(3) がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）	(5) 働く世代へのがん対策の充実	ウ がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）	
(4) ライフステージに応じた療養環境への支援			項目建てせず、一部「(2)エ小児がん及びAYA世代、高齢者のがん対策」の中に記載

（次ページに続く）

第4期埼玉県がん対策推進計画の概要（案）

現行計画と次期計画案の構成比較

第4期国計画	第3期県計画	第4期県計画（案）	備考
4 これらを支える基盤の整備		(4) これらを支える基盤の整備	新規項目・国計画の体系に合わせる
(1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含むさらなるがん研究の推進			国の施策のため、項目建てしない
(2) 人材育成の強化		ア 人材育成の強化	新規項目・国計画の体系に合わせる
(3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発		イ がん教育及びがんに関する知識の普及啓発	国計画の体系に合わせる（第3期県計画の「3(4)がんの教育と普及啓発」から移動）
(4) がん登録の利活用の推進		ウ がん登録の利活用の推進	新規項目・国計画の体系に合わせる
(5) 患者・市民参画の推進		エ 患者・市民参画の推進	新規項目・国計画の体系に合わせる
(6) デジタル化の推進		オ デジタル化の推進	新規項目・国計画の体系に合わせる
第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	第5章 計画推進のための役割	(5) 計画の推進体制	
1 関係者等の連携協力の更なる強化			項目建てせず、地域保健医療計画「基本的な事項」での記載を検討
2 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策			項目建てせず、「(2)アがん医療提供体制等」の中に記載
3 都道府県による計画の策定			項目建てせず、計画冒頭に記載
4 国民の努力	1 県民に期待される役割	ア 県民の役割	
	2 患者団体に期待される役割	イ 患者団体等の役割	
	3 医療機関等の役割	ウ 拠点病院等の役割	
		エ その他の医療機関等の役割	
		オ 保険者の役割	
		カ 事業者の役割	
	4 行政の役割	キ 県の役割	
		ク 市町村の役割	
5 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化			項目建てせず、地域保健医療計画「基本的な事項」での記載を検討
6 目標の達成状況の把握			項目建てせず、計画冒頭に記載
7 基本計画の見直し			項目建てせず、計画冒頭に記載
		3 指標	新規項目・地域保健医療計画の統合に伴うもの
	用語の解説		項目廃止・地域保健医療計画「資料編」での記載を検討